

【記入上の注意】

◆保険証新規発行廃止に伴い、被保険者の記号・番号は、「資格情報のお知らせ／マイナポータル」で確認できます。

●こんなときに負傷原因届をご提出ください。

負傷（ケガ）がもとで以下の給付を申請する際に、
その給付の支給申請書の添付書類として負傷原因届を提出します。

- ◆療養費（立替払等）
- ◆療養費（治療用装具）
- ◆高額療養費
- ◆傷病手当金
- ◆埋葬料（費）・家族埋葬料

●負傷（ケガ）が第三者の行為によるものであるときは、併せて「第三者行為による傷病届」の届出が必要です。

業務上や通勤途上以外の交通事故、ケンカ、他人の飼い犬等にかまれたときなど、第三者の行為によって起こった疾病・負傷（ケガ）は、本来加害者が治療費を負担すべきですが、保険証を医療機関に提示して診療を受けることもできます。その際は、すみやかに「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

- ◆相手方がいる交通事故の場合 ※相手が不明でも届出が必要です。
- ◆ケンカなどにより暴力をふるわれてケガをした場合 ※相手が不明でも届出が必要です。
- ◆動物にかまれてケガをした場合 ※野良犬、野良猫等、飼い主が不明である場合も届出が必要です。

※「第三者行為による傷病届」が必要な理由

交通事故やケンカ等の第三者による疾病・負傷(ケガ)の治療費は、本来加害者が負担するべきものです。
保険証を使って治療を受けた場合、当健保組合が加害者に代わって医療費を立て替えたことになりますので、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します。（損害賠償権の代位取得）

《参考》

●業務上・通勤途上の疾病・負傷（ケガ）の場合

◆労災保険からの給付が鉄則

健康保険では、業務上または通勤災害による疾病・負傷（ケガ）に対して保険給付は行いません。
この場合は、労災保険（労働者災害補償保険）の給付の対象となります。

◆健康保険からの給付が行われる場合

ただし、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上のケガについて、労災保険の給付対象とならない場合は、健康保険の給付対象となります。（法人の役員としての業務に起因するものは除く）